

言及火葬ノ費辦マ以テ日給イヌ

第二章 本支部ハ全國勞農青年同盟ノ組織ニ對シテ同盟ノ機關、言  
大岡市ニ置ク

第三章 本支部ハ全國勞農青年同盟大岡支部支部イ辦シテ其ノ

第四章 附 則

西國ハ其條草案ヲ閱讀シテ對照料ハ百兆ニシテ

十六條條ニ關スルヲ 爲田君 西 引 南 派 平

ニシテ之ヲイフ

吉田ノ草案ヲハ調査會組織ハ否決イナシテ對照料ニ對シテハ對照

ヲ計田スルコトヲ出來ナシ

「日本大衆黨ハ調査會ヲシテ之ヲモテ其ノハハハノ區分會ニ據シ  
對照料ニ據シ  
テハ其ノ一

財團法人協同會大阪支所

第三條 本支部ハ全國勞農青年同盟ノ規約及宣言綱領ヲ承認シタ  
ル大阪地方ニ居住スル滿廿五才以下ノ（原則トシテ）青  
年男女ヲ以テ構成ス

第四條 本支部ノ下ニ左ノ項ニ從ヒ班ヲ組織ス（但シ班組織規約  
ハ別ニ定ム）

- (一) 工場班（職場班）
  - (二) 農村班
  - (三) 地域班（街頭班）
- 本支部ニ組織宣傳教育調査政治婦人連絡情報<sup>争議</sup>ノ各部  
其他必要ナル部門ヲ置ク

第二章 機 關

第六條 本支部ニ左ノ機關ヲ置ク

- (一) 大會
  - (二) 執行委員會
  - (三) 常任執行委員會
- 大會ハ毎年一回執行委員會之ヲ召集シ本支部一切ノ重要  
事項ヲ審議決定ス

第八條 大會ハ代議員及ビ支部役員ヲ以テ構成ス